

●黒埼町の65歳以上の介護保険料(年額)

段階	対象となる方	12年度
第1段階	世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者生活保護受給者	4,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税者	7,200円
第3段階	本人が町民税非課税者	9,500円
第4段階	本人が町民税課税者で合計所得250万円未満	11,900円
第5段階	本人が町民税課税者で合計所得250万円以上	14,300円

●特別徴収の納期ごとの納付額

年金からあらかじめ保険料が引かれます。(手続きは必要ありません。)

段階	12年度の保険料(年額)	10月分(10月・11月分)	12月分(12月・1月分)	2月分(2月・3月分)
第1段階	4,800円	1,600円	1,600円	1,600円
第2段階	7,200円	2,400円	2,400円	2,400円
第3段階	9,500円	3,300円	3,100円	3,100円
第4段階	11,900円	4,100円	3,900円	3,900円
第5段階	14,300円	4,900円	4,700円	4,700円

※ 保険料は、100円単位で納めるため、3回で割り切れなかった100円未満の額は、10月分で納めていただきます。

●普通徴収の納期ごとの納付額

納付書や口座振替で毎月保険料を納めます。(町から納付書が届きます。)

段階	12年度の保険料(年額)	10月分	11月分～翌年3月分
第1段階	4,800円	800円	毎月 800円
第2段階	7,200円	1,200円	毎月 1,200円
第3段階	9,500円	2,000円	毎月 1,500円
第4段階	11,900円	2,400円	毎月 1,900円
第5段階	14,300円	2,800円	毎月 2,300円

※ 保険料は、100円単位で納めるため、6回で割り切れなかった100円未満の額は、10月分で納めていただきます。

介護保険料に関するお問い合わせは
役場 税務課 国保介護保険係(内線147)まで

介護保険料の徴収が、10月から始まります 65歳以上の皆さんが対象です

この4月から介護保険制度がスタートしたことともない、65歳以上の皆さんから納めていただく介護保険料の徴収が、10月から始まります。先月号で介護保険料の金額と納め方についてお知らせしましたが、今月は65歳以上の皆さんの介護保険料の金額と納め方についてさらに詳しくお知らせします。

介護保険料額は五段階

次ページの表のように、世帯の課税状況や本人の所得により、介護保険料額は五段階に分かれています。

介護保険料の納め方

- 介護保険料の納め方には、年金から天引きされる特別徴収
- 町へ直接納付する普通徴収の2通りがあります。
- 年金から天引きされる

特別徴収
年金額が年18万円以上で、平成12年4月1日以前に65歳であり、かつ現在住者である方が対象です。なお、以上の条件にあてはまっても、特別徴収になるとは限りません。

(特別徴収にならない方は、普通徴収となります。)

特別徴収の対象となる皆さんは、手続きは特に必要ありません。保険料の納期と納期ごとに納める額については、次ページの真ん中の表をご覧ください。

該当する皆さんの保険料額については、10月上旬に皆さんそれぞれのお手元に文書をお送りし、お知らせする予定です。

●町へ直接納付する

- 普通徴収
- 年金額が年18万円未満の方
- 平成12年4月1日以降に65歳になられた方
- 平成12年4月1日以降に黒埼町へ転入された方
- 遺族年金、障害年金、老齢福祉年金

金のみ受給の方

以上の皆さんは、町がお送りする納付書により町へ介護保険料を納めていただきます。

また、特別徴収の対象者としての条件にあてはまる方であっても、社会保険庁から特別徴収の対象者として町へ通知のなかった方などは、普通徴収となりますので、ご了承願います。

保険料の納期と納期ごとに納める額については、次ページの一冊下の表をご覧ください。

該当する皆さんの保険料額については、9月初めに文書をお送りしました。口座振替依頼書を同封しましたので、ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

介護保険制度の出前講座

町では、介護保険制度について理解を深めていただくため、出前講座を行っています。対象はおおむね20人以上の自治会、老人会、婦人会等のグループです。講座を希望するグループがありましたら、希望する日時を第3希望まで考えた上で、役場保健福祉課介護保険係(☎377-3101 内線126、127)まで連絡を。